

[意見募集要領]

ご意見のある方は、以下の要領に沿って、ご提出ください。
皆様からいただいたご意見につきましては、「環境表示ガイドライン（案）」の最終とりまとめに当たり参考とさせていただきます。

1. 意見募集対象

環境表示ガイドライン（案）

2. 募集期間

平成19年9月3日（月）～平成19年10月3日（水）。電子メール・FAXの場合は正午必着。郵送の場合は同日必着。

3. 意見提出方法

【意見提出用紙】様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子メール

宛先：gpl@env.go.jp

下記【意見提出用紙】項目に従い、必ず本文にテキスト形式で記載してください。添付ファイルやHTML形式による提出は受理いたしかねますのでご遠慮願います。

件名を「環境表示ガイドライン（案）への意見」としてください。

氏名、職業、住所、電話番号は必ず本文中に記載願います（電子メールアドレス中の氏名は、氏名と判断できない場合がありますのでご注意願います）。

(2) 郵送

宛先：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省 総合環境政策局環境経済課

下記【意見提出用紙】の様式に従って、A4サイズの下紙に記入し提出してください。
封筒に赤字で「環境表示ガイドライン（案）への意見」と記載して下さい。

(3) FAX

FAX 番号：03-3580-9568

下記【意見提出用紙】の様式に従って、A4サイズの下紙に記入し提出してください。

< 注意事項 >

電話でのご意見は受付いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

氏名、職業、住所、電話番号を必ず明記してください。（意見を十分把握させていただくために、直接連絡を取らせていただくことがあります。）

意見は日本語で提出してください。

意見の対象となる箇所がわかるように記載してください。

意見概要は100字以内で、簡潔かつ趣旨がわかるように記載してください。

意見については、1枚（1通）につき1つの意見をご記入ください。

提出いただきましたご意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性のあることを、あらかじめご承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合又は法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただきます。

締切日までに到着しなかったもの及び下記に該当する内容については無効と致します。

- 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- 営利活動等営利を目的とした内容

4．意見記載方法

下記の項目について記入し提出してください。

【意見提出用紙】

* 各項目は必ずこの順番で記入してください。

【件 名】環境表示ガイドライン（案）

【宛 先】環境省 環境省総合環境政策局環境経済課

【氏 名】（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

【職 業】（企業の場合は業種）

【郵便番号 住所】

【電話番号】

【FAX 番号】

【意 見】

a < 対象箇所 >

（どの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。）

b < 意見内容 >

c < 理由等 >

5．公表資料の入手方法

「環境表示ガイドライン（案）」は、以下により入手可能です。

(1) 環境省ホームページのパブリックコメント欄

（<http://www.env.go.jp/info/iken.html>）において閲覧可能です。

(2) 環境省 総合環境政策局環境経済課の窓口において配布

(3) 郵送による送付

郵送による入手を希望される場合は、返信先を宛名に明記し 240 円切手を貼付した返信用封筒（A4 版の資料が折らずに入るもの）を同封の上、「環境表示ガイドライン（案）」と明記し、意見提出先まで送付してください。

なお、切手、封筒が同封されていない場合は受付しかねますので、あらかじめご了承ください。

6．その他

(1) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

(2) 本募集要項に沿って記述されていない場合、無効となる場合がありますのでご注意ください。

以上